

# 令和6年度 基本施策評価シート

作成日 令和6年6月24日

基本施策	F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします	
2025年度にめざす姿	対 象		意 図
	市民が		互いの人権が尊重されたまちで暮らしている。
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			151ページ
基本施策主管課名	人権男女共同参画室	関係課名	子育てサポート課、こどもみらい課、障害福祉課、高齢者すこやか支援課、生涯学習企画課

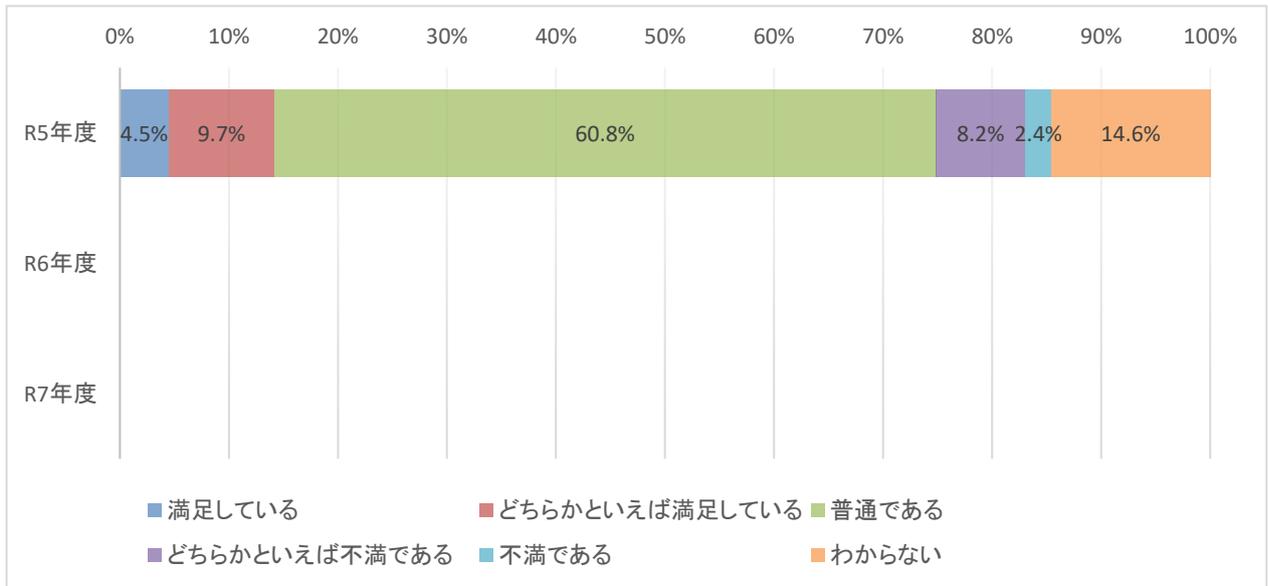
## 基本施策の総合評価

総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本施策の成果指標である「この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合」は、78.1%(令和5年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である75.0%を上回った。一方、「社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合」は、16.4%(令和5年度実績)で、15.4%(令和4年度実績)を1.0%上回ったものの、2025年度(令和7年度)に目指す姿である30.5%は大きく下回っており、また、基準値である27.7%(平成28～令和2年度平均)からも大きく下回っている。「市の審議会等への女性委員の登用率」は、22.7%(令和5年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である40.0%を下回っており、また、基準値である23.9%(平成28～令和2年度平均)からも下回っている。</li> <li>●インターネット上のプライバシー侵害やSNSによる誹謗中傷が全国的な社会問題となっているほか、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめとした多くの「ハラスメント」が問題となるなど、様々な人権侵害事例が後を絶たない。</li> <li>●市民を様々な人権侵害から守るために、相談、支援を行う各相談窓口の周知先を広げるとともに、多様化、複雑化する相談に対応できるよう、支援者(相談員)の資質向上に努め、相談体制の強化を図った。</li> <li>●男女共同参画の推進においては、男女共同参画推進センターの講座受講者数が令和4年度に比べて大幅に増加し、受講者の理解度も向上しており、市民の「男女共同参画」に関する学習の場の提供や、理解の増進に寄与することができた。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。</p>
F1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な人権侵害事例への関心が高まっていることを背景に、時代の変化を捉えた人権啓発資料を作成し配布するなど、引き続き法務局や市民団体などの関係機関及び市内の小中学校や社会教育施設等と連携しながら啓発を強化するほか、人権問題講演会については、市民が興味を持つような人権課題をテーマとするよう検討し、幅広い年代が参加するための工夫を行う。</li> <li>●障害者については、授産製品販売促進事業「はあと屋」の取組みや「障害者アート作品展」を広く周知することで、市民が障害者の作品等に触れる機会を増やし、障害者に対する更なる理解の促進を図る。</li> </ul>
F1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様化、複雑化する相談に対応できるよう、研修等に参加し、支援者(相談員)の資質向上に努めるとともに、関係機関との連携を図り相談体制を整える。</li> <li>●高齢者の相談窓口である地域包括支援センターと民生委員やケアマネジャー等の地域関係者の協力により、支援を必要とする介護者の把握に努め、家族等介護教室や訪問等による個別支援等につなげる。また、地域が成年後見制度を必要とする高齢者に気づき、相談につなげることができるよう、新たに長崎市権利擁護・成年後見支援センターを設置し、制度及び相談窓口の周知・啓発と相談支援の機能強化・後見人の支援等を行う。</li> <li>●子どもや子育てに関する困難なケースについて親子支援ネットワーク地域協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に学校等関係機関との連携の更なる強化を図る。</li> <li>●障害者については、基幹相談支援センターの業務を担う人材の確保と機能の充実に努め、相談支援体制の強化を図る。</li> </ul>
F1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の推進に関する講座の実施については、「男女共同参画」をより身近なこととして興味を持ってもらえるような講座内容にするなど、工夫をすることで引き続き受講者の満足度及び理解度の向上に努める。このうち、デートDV防止授業の実施については、引き続き、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内全中学校に対し実施を呼びかける。</li> <li>●女性の積極的な登用に向けて、事業者及び市民に対して意識の醸成を図るための情報発信や講座等を実施するとともに、市役所自らも関係団体等に働きかけて審議会の男女の比率が一方の性に偏らないよう努める。</li> </ul>

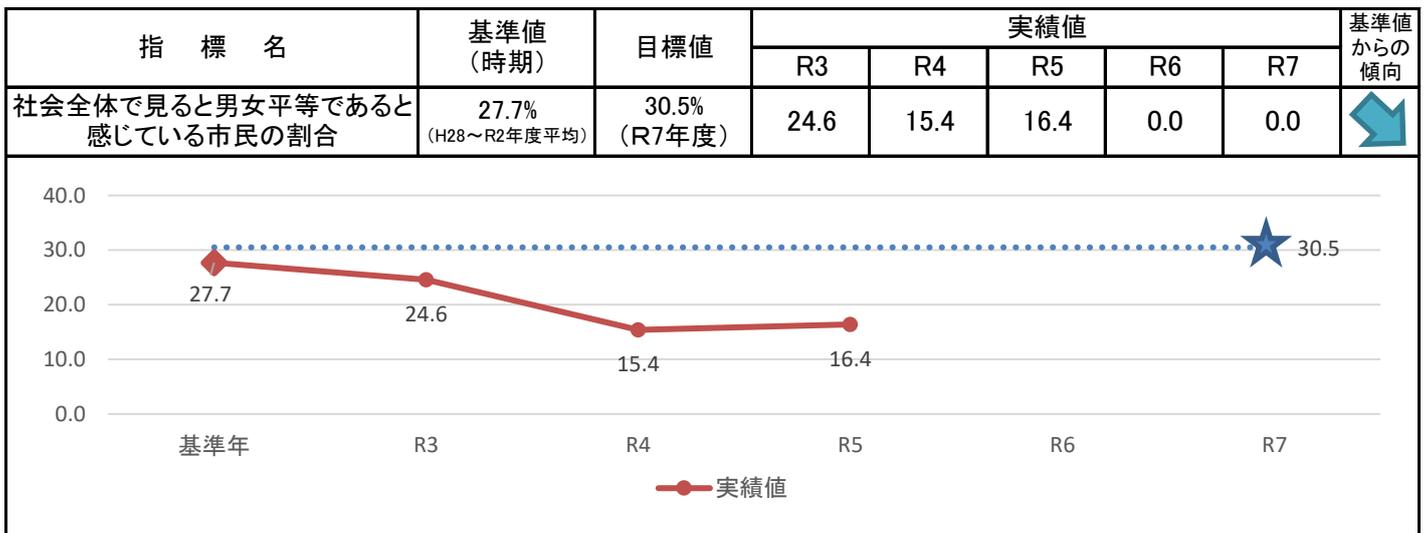
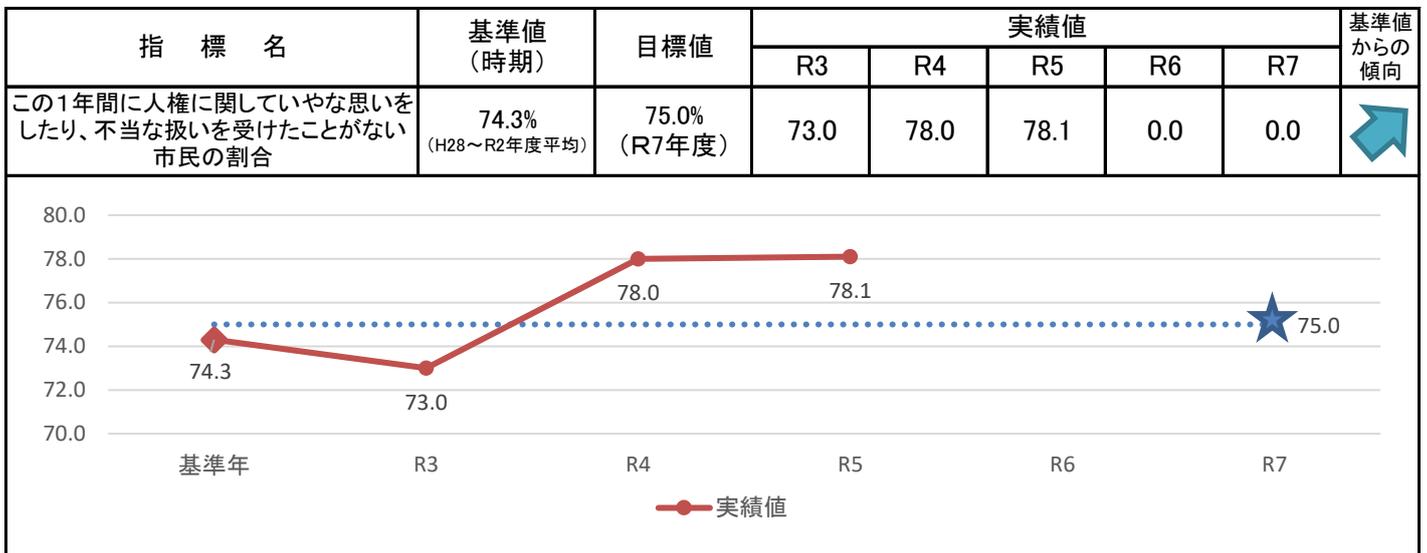
## 二次評価(施策評価会議による評価)

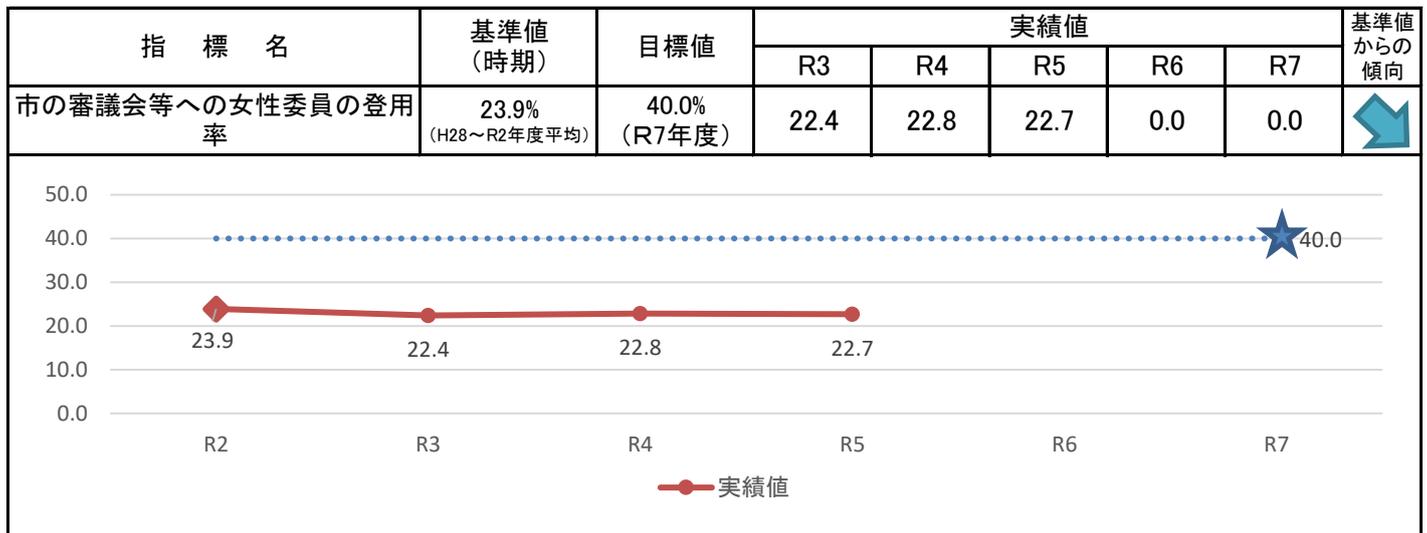
●【F1】	事業者が行う、女性が働きやすい職場環境づくりについて、経済産業部との連携を意識して取り組むこと。
●【F1-1】	パートナーシップ宣誓制度について、認知度を向上させるための取組みを検討すること。また、各種講座については参加者数の増加だけでなく理解を深めることが重要と考える。

## 基本施策に対する市民満足度調査結果



## 成果指標





### 年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の人権意識の高揚を図るための人権啓発資料の配布(人権問題特集号:153,000部、人権啓発リーフレット:約2,500部、パートナーシップ宣誓制度周知用冊子:約1,900部)</li> <li>・児童虐待相談で改善した割合は91.0%(目標値88.0%)</li> <li>・市民の「男女共同参画」に関する意識の醸成を図るための男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:109回、受講者数:9,404人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の人権意識の高揚を図るための人権啓発資料の配布(人権問題特集号:153,500部、人権啓発リーフレット:約3,500部、パートナーシップ宣誓制度周知用冊子:約1,500部)</li> <li>・児童虐待相談で改善した割合は93.6%(目標値88.0%)</li> <li>・市民の「男女共同参画」に関する意識の醸成を図るための男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:130回、受講者数:11,370人)</li> </ul>		

## 令和6年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-1	人権啓発を推進します	
2025年度に めざす姿	対 象	意 図	
	市民が	人権について正しい知識を得る機会がある。	
個別施策主管課名	人権男女共同参画室		

### 成果

#### ① 人権啓発の強化

●啓発紙「人権問題特集号」を広報紙に折り込み市内各世帯に配布(151,000部)したほか、リーフレットなどの人権啓発資料を人権啓発に係る研修会や会議、イベントで幅広い市民に配布(令和5年度:約3,500部、令和4年度:約2,500部)したことで、多くの市民へ啓発することができた。

●市民の人権意識を高めるために、地域の公民館が実施する人権研修や長崎人権学を開催したり、各小中学校及び社会教育施設へ人権啓発リーフレット(10,000部)を配布した。また、人権ポスター展の開催を各小中学校に募集したところ、4,016名の申し込みがあったことから、多くの児童生徒の人権意識を高めることができた。さらに、入賞者の作品を市役所ギャラリーウォールに展示して多くの市民が鑑賞できるようにすることによって、幅広い年齢層の人権意識を高めることにつながった。

●授産製品販売促進事業「はあと屋」の運営を通じた授産製品の販売(売上額 令和5年度:33,264,851円、令和4年度:28,298,905円)や、長崎県美術館での「障害者アート作品展」の開催(来場者 令和5年度:1,388人、令和4年度:1,181人)を通じて、障害者に対する理解を促進することができた。

#### ② 性的少数者に関する人権啓発

●性の多様性への理解を深めるため、「性的少数者への配慮、対応等」に関する内容を盛り込んだ新規採用職員研修を行った。研修終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合が99.0%となり、一人ひとりの人権感覚及び性の多様性への理解を深める機会を提供することができた。

●長崎市パートナーシップ宣誓制度の周知及び活用や、LGBT(※)の方々への理解等を求めるため、人権啓発に係る研修会や会議、イベントで幅広い市民にガイドブックを配布(約1,500部)したことにより、多くの市民に制度の周知を図ることができた。

※LGBT…性的少数者の総称の一つ。性的指向や性自認において少数派の方々。女性に恋愛感情を抱く女性(レズビアン L)、男性に恋愛感情を抱く男性(ゲイ G)、男女両方に恋愛感情を抱く方(バイセクシュアル B)、出生時に割り当てられた性に違和感を持つ方(トランスジェンダー T)の頭文字で称される。

#### ③ 啓発手法の検討

●より多くの市民へ「人権課題」に興味を持ってもらえるよう、人権問題講演会をコンサート形式にて行ったほか、講演会の周知方法として新たにポスター・チラシを商店街に掲示した。参加者は386人(令和4年度:262人)と令和4年度より増加し、講演会終了後のアンケートでは、「話だけでなく、とても心に刺さる素晴らしい講演会だった」などの感想が寄せられ、従来とは異なる手法でより多くの市民へ「人権問題」への理解を深める機会を提供することができた。

●講演会や記念日等の周知について、広報媒体としてLINEの活用(11回)や、市庁舎1階の窓口番号案内表示システムでの放映、市庁舎19階ギャラリーウォールにてポスター・パネル等の展示を行うことで、市民が人権に関する情報を得る機会を増やすことにつながった。

### 問題点とその要因

#### ① 人権啓発の強化

●インターネットやSNSの普及に伴い、インターネット上のプライバシー侵害やSNSによる誹謗中傷が全国的な社会問題となっているほか、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめとした多くの「ハラスメント」が問題となるなど、様々な人権侵害事例が後を絶たない。

#### ② 性的少数者に関する人権啓発

●パートナーシップ宣誓制度の周知・啓発を進めているものの、周知が十分に行き届いているとは言えず、市民の認知度がまだ低い。

(令和5年度市民意識調査結果:パートナーシップ宣誓制度を知っていると回答した割合 16.8%)

#### ③ 啓発手法の検討

●人権問題講演会については、新たな手法にて周知及び開催したことで、令和4年度より参加者は増加したものの、「人権」が難しいものと捉えられやすいことや、市民への周知がまだ十分とは言えないことなどから、依然として定員を下回っている。また、コンサート形式で行ったことで、人権との関連性が分からないとの意見もあり、人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合が令和4年度と比較して減少している。(令和5年度:91.2%、令和4年度:95.7%)

## 今後の取組方針

### ① 人権啓発の強化

- 継続** ●時代の変化を捉えた様々な人権侵害事例について、引き続き法務局や市民団体などの関係機関と連携しながら様々な手法により啓発を行っていくことで、基本的な人権は誰もが持っている大切な権利であることの周知を図る。
- 継続** ●幅広い年齢層の市民が今日的な社会問題に対して関心をもったり、考えたりすることをおして人権意識を高めることができるように、市内の小中学校や社会教育施設に人権啓発リーフレットを配布したり、人権に関する研修会や講座等の開催を周知して参加を促したりできるように各関係機関と協力していく。
- 継続** ●障害者については、授産製品販売促進事業「はあと屋」の取組みや「障害者アート作品展」を広く周知することで、市民が障害者の授産製品やアート作品に触れる機会を増やし、障害者に対する更なる理解の促進を図る。

### ② 性的少数者に関する人権啓発

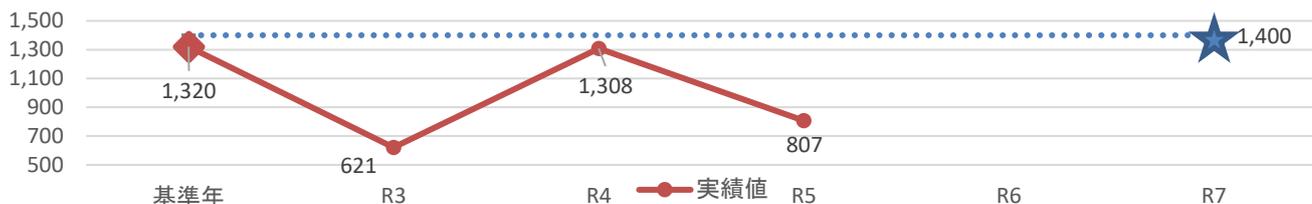
- 継続** ●性の多様性への理解を深めるため、新規採用職員研修や教職員研修を行うとともに、市民へのパートナーシップ宣誓制度の周知を図るため、市民及び事業者向けのハンドブックを作成し、市主催の研修やイベント等の機会に配布するほか、SNS等を用いてあらためて周知を図るなど認知度の向上に努める。また、法務局や市民団体などの関係機関と連携した教育・啓発を引き続き実施する。

### ③ 啓発手法の検討

- 継続** ●人権問題講演会については、市民が興味を持つような人権課題をテーマとするよう検討するとともに、人権との関連性を意識し、事前に講師との打ち合わせ等を入念に行う。また、幅広い年代に参加してもらうため、新たな周知先を開拓・検討する。
- 継続** ●様々な広報媒体を活用し、市民が人権に関する情報を得る機会を増やすとともに、よりよい啓発資料を作成するため、担当職員が広報や啓発の研修を受講するなど、これまで人権に関する意識があまりなかった人にも届きやすい啓発手法を検討する。

## 成果指標

指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,320人 (H28～R元平均)	1,400人 (R7年度)	621	1,308	807	0	0	➡



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	93.0% (H28～R元平均)	97.0% (R7年度)	95.2	95.7	91.2	0.0	0.0	➡



施策を推進する主な事業

事業名 担当課	人権啓発活動費	人権男女共同参画室
成果指標	人権問題講演会で人権について関心が深まった人の割合	 <p>【長崎市人権問題講演会】</p>
目標値	97.0%	
実績値	91.2%	
達成率	94.0%	
1 成果指標・ 目標値の説明	人権問題講演会の参加者の関心が深まることにより、人権について正しい知識を得る機会の創出をできていることが測られると考えられることから、アンケートにおいて、「関心が深まった」と回答した人の割合を成果指標とした。講演内容や受講者の傾向から毎年度数値に変動があるため、コロナ禍前の直近4か年平均の約93.0%を基準値とし、平成28年度から令和元年度までのうち最も実績値の高い平成29年度の数値を目標値とした。	
事業目的	市民の人権意識の高揚を図る。	
事業概要	人権に関する講演会等の開催や啓発資料を配布する。	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題講演会の開催</li> <li>・中小規模講座の開催</li> <li>・人権啓発資料の作成(人権問題特集号:153,500部、リーフレット3,000部)</li> </ul>	
	決算(見込)額	2,241,713 円

## 令和6年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-2	人権侵害から市民を守ります	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	市民が		人権侵害から守られている。
個別施策主管課名	人権男女共同参画室		

### 成果

#### ① 被害を未然に防止するための取組み

- 日頃より学校等関係機関と顔の見える関係を構築することで、躊躇なく児童虐待通告ができる体制を整え、通告件数も増加傾向にある。(通告件数:令和5年度:87件、令和4年度82件)
- 迅速に子どもや子育て家庭の支援体制を整えるため、web会議も活用し親子支援ネットワーク地域協議会個別ケース会議を実施しそれぞれ子ども等に関係する機関における互いの役割を理解し連携および協力して支援を行うことができた。(令和5年度代表者会議:1回 実務者会議:10回 個別ケース会議486回)
- 高齢者の介護者の負担軽減のため、家族介護教室を開催(38回)したことにより、介護者のストレス増大や孤立化を防ぎ、介護者による虐待の未然防止にもつながった。
- 高齢者の権利擁護のため、高齢者の支援関係者向けに集合形式の研修会(計5回、参加者合計307名)を開催したことにより、昨年度までのオンライン形式に比べ意見交換が円滑になり、支援者が権利擁護に関する学びを深めることができた。
- 障害者やその家族、保護者等を対象に、市内5か所の事業所において相談支援事業を実施し、延べ55,996件(令和4年度:54,905件)の相談に対応し、障害福祉サービスの利用等の必要な支援につなげることができた。
- 障害者に関して、障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、43件(令和4年度:29件)の通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。

#### ② 相談先の周知

- アマランス相談については、市のホームページや広報紙に掲載するとともに、庁内外の関係所属窓口や地域センター、子育て支援センター、市民が利用する機会が多い庁舎内1・2Fの女性用トイレへの相談カードの設置を行っており、随時補充しより多くの市民に対し周知を図ることができた。
- 「こども・子育てイーカオ相談」については、相談先を記載したカードを小中高校の子どもや子育て家庭に配布し相談先の周知や意識の啓発を図った。
- 市ホームページや広報ながさき、地域包括支援センターが発行する広報誌等で相談窓口を周知することにより、高齢者虐待や成年後見制度に関する相談につながった。
- 障害者の相談支援事業については、市ホームページや「福祉のしおり」に相談機関の掲載を行い、障害者等への周知を図ることができた。

#### ③ 相談体制の強化

- 支援者(相談員)が、国や県等の研修会や、関係機関等との会議に参加することで、支援者(相談員)の資質向上が図られ、相談体制を強化することができた。
- 子どもに関わる機関との連携により、家庭からの相談だけでなく、関係機関からの相談も増加傾向にある。相談体制としては、長崎県児童相談所職員との人事交流と定期的な連絡会議を行うことで、円滑な連携及び職員資質向上に努め相談体制の充実を図ることができた。
- 妊産婦、子ども、子育て家庭のあらゆる相談に対応できるよう、子育てに係る支援について庁内外の関係機関へ情報収集を行ったことで職員が幅広い相談に対応し相談体制の充実を図ることができた。(相談対応新規受理件数:令和5年度:2,226件、令和4年度:2,214件)
- 子ども、子育て家庭や関係機関からのあらゆる相談に対し、また、子育て家庭や子どもが慣れ親しんだツール(LINE)を導入したことで、必要な支援を行い問題の軽減を図ることができた。
- 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催(計4回)し、高齢者虐待の実態や対応時の連携について協議を行うことができ、相談体制の強化につながった。
- 障害者の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを中心に、地域における相談支援体制を強化することができた。

## 問題点とその要因

### ① 被害を未然に防止するための取組み

●核家族化や地域のつながりの希薄化といった社会状況を背景とし、孤立した環境で育児する家庭が増えており、育児不安や保護者自身の心身の問題及び経済的な問題などもあわせもつなど、複雑かつ複合的な養育問題を抱える家庭に対し、相談対応に時間を要するケースが増加している。

●地域と家族との関係が希薄になっている状況において、介護者の孤立防止と負担軽減を図るための支援が必要になってきているが、潜在的な介護者の把握が困難である。

●障害者の相談支援については、委託相談支援事業所における相談件数が年々増えており、障害者の高齢化や重度化などに伴い内容も複雑化していることにより、5か所の委託相談支援事業所だけでは対応が困難なケースが生じている。(相談件数:令和5年度:55,996人、令和4年度:54,905件、令和3年度:52,130件、令和2年度:45,583件)

### ② 相談先の周知

●相談窓口の周知に関しては、広報紙やチラシ等の紙媒体を主体として周知を行っているが、「配偶者や恋人など親密な関係にある異性から、様々な暴力(DV)を受けたときの相談窓口としてアマランス相談を知らない」と回答した市民が令和4年度とほぼ変わらず約6割であり、アマランス相談の認知度が上がっていない。(市民意識調査:「アマランス相談」を知っている割合 令和5年度:38.3%、令和4年度:38.4%)

### ③ 相談体制の強化

●核家族化、地域のつながりの希薄化等により、育児の孤立化や負担感が増すことで、多くの対応を必要とする様々な要因が複合的に絡み合う対応困難な相談が増加している。

●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し体制強化を進めているものの、権利擁護を専門とした相談窓口がないことにより、高齢者の人権侵害の問題が表面化してから相談につながることが多い。

●障害者の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターについて、他の事業所への助言や人材育成等の専門的な業務を行う人員の確保が難しく、相談支援体制の強化を図るための十分な対応を行える体制がとれていない。

## 今後の取組方針

### ① 被害を未然に防止するための取組み

継続 ●「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」、「長崎市子どもを守る連絡協議会」を中心に学校等関係機関との連携をさらに強化し、虐待やいじめなどから子どもを守り、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。

継続 ●高齢者の相談窓口である地域包括支援センターと民生委員やケアマネジャー等の地域関係者の協力により、支援を必要とする介護者の把握に努め、家族等介護教室や訪問等による個別支援等につなげる。

継続 ●基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会などの場を活用して、引き続き相談支援事業所間及び関係機関等との連携を図り、相談支援の質の向上やスキル向上などを図る。

### ② 相談先の周知

改善 ●アマランス相談については、市民が多く集まるイベント等で相談ポケットティッシュの配布等を行う他、カードやチラシの設置場所を拡大し更なる周知を図る。また、「長崎市女性相談サポートセンター」においては、今後も相談カード及びチラシ等を設置するほか、LINEやX等のSNSを活用し、一層の周知を図っていく。

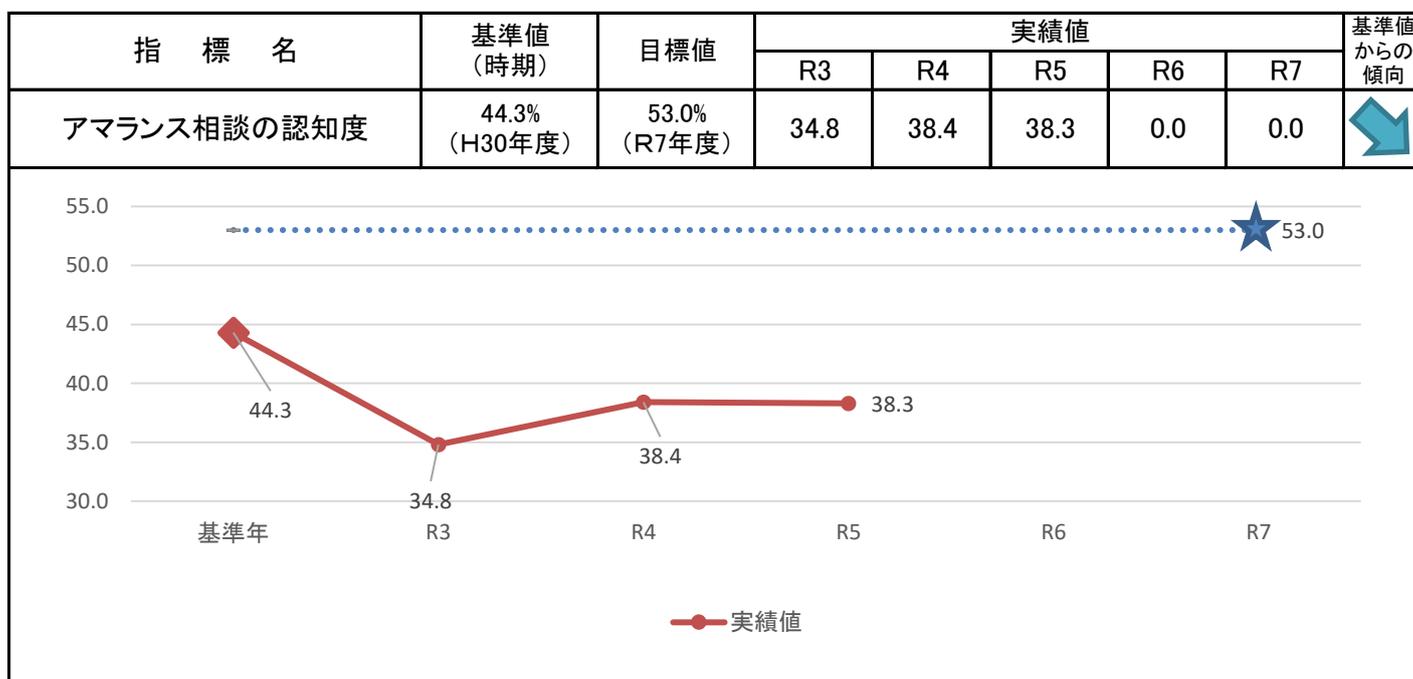
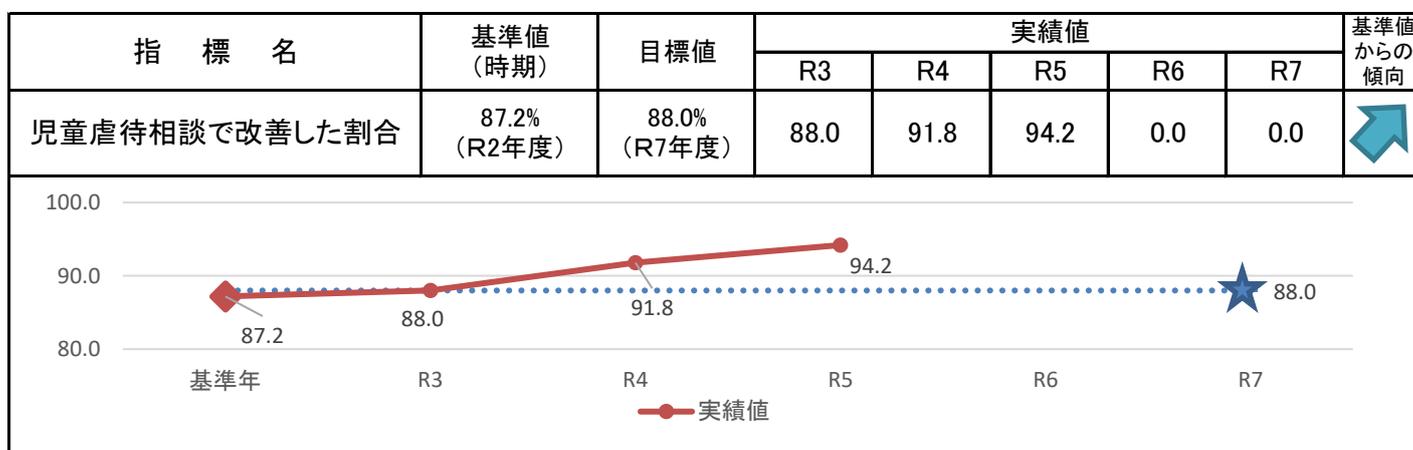
新規 ●妊産婦から子育て家庭の相談や児童虐待等の専門的な対応を行う「こども家庭センター」を設置し、さらに学齢期以降のいじめやヤングケアラーなど困難を抱える子どもの相談対応を行う「こども相談センター」を設置し、各学校へ相談先を記載したクリアフォルダーを配布するなど、効果的な周知広報を行っていく。

継続 ●障害者の相談支援事業について、引き続き市ホームページや「福祉のしおり」による周知を図る。

### ③ 相談体制の強化

継続	●支援者(相談員)の資質向上のために研修等へ参加し、専門的な知識・技術のスキルアップを図るとともに関係機関と連携し情報共有・交換を行い、相談体制の強化を図る。
継続	●複雑かつ複合的な養育問題を抱える家庭の相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き職員の研修・人事交流などによりスキルアップを図るとともに、関係機関とさらに連携しながら相談体制の充実を図る。
継続	●子どもへ対応する「こども相談センター」と子育て家庭へ対応する「こども家庭センター」の二つの機関を新設し、こども・子育て相談支援体制をさらに充実する。こども・子育て専用ダイヤルやLINE相談等により、いつでも気軽に相談したり、必要な情報を得たりすることができる環境を整える。
新規	●成年後見制度を必要とする障害者や高齢者について、地域の中でも早期発見ができるよう成年後見制度を専門とする「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」を新設する。また、市民や後見人等からの相談対応や後見人等への支援、研修・講座の開催、関係機関との連携強化を行うことで、これまでつながっていなかった制度を必要とする障害者や高齢者、または関係者がいつでも相談でき、安心して制度を利用できる体制を整備する。
継続	●障害者の相談支援について、基幹相談支援センターの業務を担う専門的な人員の確保に努めながら、業務の拡充について検討を進める。

### 成果指標



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	男女生活相談費	人権男女共同参画室
	成果指標	アマランス相談の認知度	 <p>こんなことで悩んでいませんか？ 秘密は守ります 夫婦・家族・恋人などの人間関係、セクハラ、DVなど。 相談専用 先ずはお電話ください</p> <p>アマランス相談 長崎市人権男女生活参画室 長崎県長崎市南堀江2-1-1 〒850-0896 長崎県長崎の町4階1号</p>
	目標値	53.0%	
	実績値	38.3%	
	達成率	72.3%	
	成果指標・ 目標値の説明	相談窓口が認知されていくことにより、DV等に関する相談件数が増え、問題解決に向けた支援を行うことで、市民が人権侵害の被害から守られていることにつながると考えられるため、アマランス相談の認知度を成果指標とした。平成30年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の、「DVを受けたときの相談窓口として知っているもの」の質問項目において、「長崎市役所(アマランス相談・市民相談)」を回答した割合44.3%を基準値とし、計画期間中に毎年度3.0%ずつ増加し、令和7年度までに53.0%を達成することを目標値とした。	
	事業目的	家庭や職場等における性別による差別的取り扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権被害等を受けた被害者が孤立して悩むことがないよう支援する。	
事業概要	女性相談員による一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を行う。		
取組実績	一般相談 925件(うち女性への暴力125件、セクシュアルハラスメント7件)、 法律相談180件 心の健康相談33件 計1,138件		
	決算(見込)額		7,880,499 円

2	事業名 担当課	児童虐待防止対策事業費	子育てサポート課
	成果指標	児童虐待相談で改善した割合	 <p>【子ども・子育てイカオ相談】</p>
	目標値	88.0%	
	実績値	94.2%	
	達成率	107.0%	
	成果指標・ 目標値の説明	虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により改善したもの、早期解決のためにより適切な専門機関等へ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした(支援終了件数/実対応件数)。処遇困難ケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増としていたが目標値を上回る状況が続いたため、令和3年度より88.0%を目標としている。	
	事業目的	保育所、学校等の児童に係る関係機関及び市民の児童虐待防止に対する意識を高め、児童虐待の発生防止、早期発見・改善に努める	
事業概要	児童虐待のおそれのある支援対象家庭等への相談対応・親子支援ネットワーク地域協議会の開催		
取組実績	・児童虐待相談対応実件数724件/延べ対応件数12,442件 ・親子支援ネットワーク地域協議会(代表者会議:1回 実務者会議:10回 個別ケース会議486回)		
	決算(見込)額		13,202,013 円

## 令和6年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	市民が		男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。
個別施策主管課名	人権男女共同参画室		

### 成果

#### ① 男女共同参画の推進に関する講座の実施

●講座参加者を募集する際に、チラシやホームページ等に概要を分かりやすく記載することで、参加者の希望に沿った内容の講座を実施することができた。講座参加者に行ったアンケートで「理解が深まった」と回答した人は、令和4年度の77.7%と比較して令和5年度は94.5%となり、より多くの市民に理解してもらえるような講座を実施することができた。

●市内の中学生、高校生等を対象とした「性についての学習会」が、令和4年度の28回と比較して令和5年度は47回と大幅に増加しており、市民のニーズに応じた講座を実施することができた。

●アマランスフェスタ基調講演については、講師に著名人を選定し、男性の視点から見た家庭への参画、パートナーとの関わり方等の講演内容としたことで、男性受講者が令和4年度の7人と比較して令和5年度は85人と大幅に増加し、より多くの市民へ意識の醸成を図ることができた。

#### ② デートDV防止授業の実施

●若年層におけるDV予防意識の醸成を図るため、市内中学校(19校)及び高等学校(4校)でデートDV防止授業を計23回実施したことにより(令和4年度実施校20校、実施回数20回)、「デートDV」の実態及び防止について、若年層に広く周知することができた。

### 問題点とその要因

#### ① 男女共同参画の推進に関する講座の実施

●アマランスフェスタ基調講演については、講座の周知が十分に行えていないなどの理由から、令和4年度の189人に対して令和5年度は150人と、参加者数が伸び悩んでいる。

#### ② デートDV防止授業の実施

●デートDV防止授業の実施については、学校本来の授業時間に余裕がないなど、各学校の状況により実施できないこと、また、当授業に関する周知や呼びかけがまだまだ不足していることにより、授業の実施率は市立中学校37校中17校と4割程度にとどまっている。

### 今後の取組方針

#### ① 男女共同参画の推進に関する講座の実施

継続 ●男女共同参画の推進に関する講座の実施については、「男女共同参画」をより身近なこととして興味を持ってもらえるような講座内容にするなど、工夫をすることで引き続き受講者の満足度及び理解度の向上に努める。

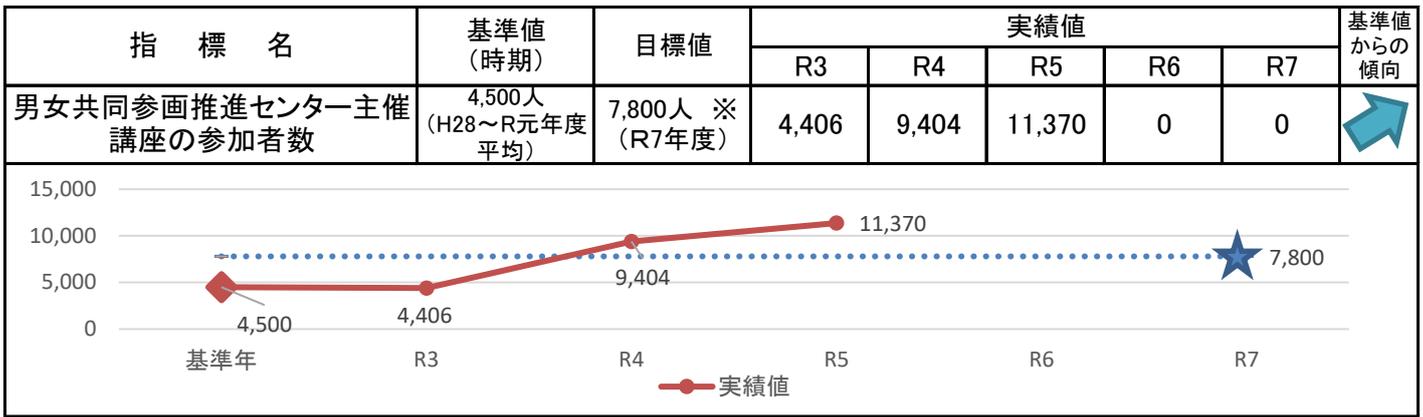
継続 ●アマランスフェスタ基調講演については、若年層が興味を持つような講演内容の検討及び講師を選定するとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を行い、学校、事業所、市民活動団体などにも周知を依頼するなど、より一層連携を深めることで、若年層の参加者の増加に努める。

継続 ●女性の積極的な登用に向けて、事業者及び市民に対して意識の醸成を図るための情報発信や講座等を実施するとともに、市役所自らも関係団体等に働きかけて審議会の男女の比率が一方の性に偏らないよう努める。

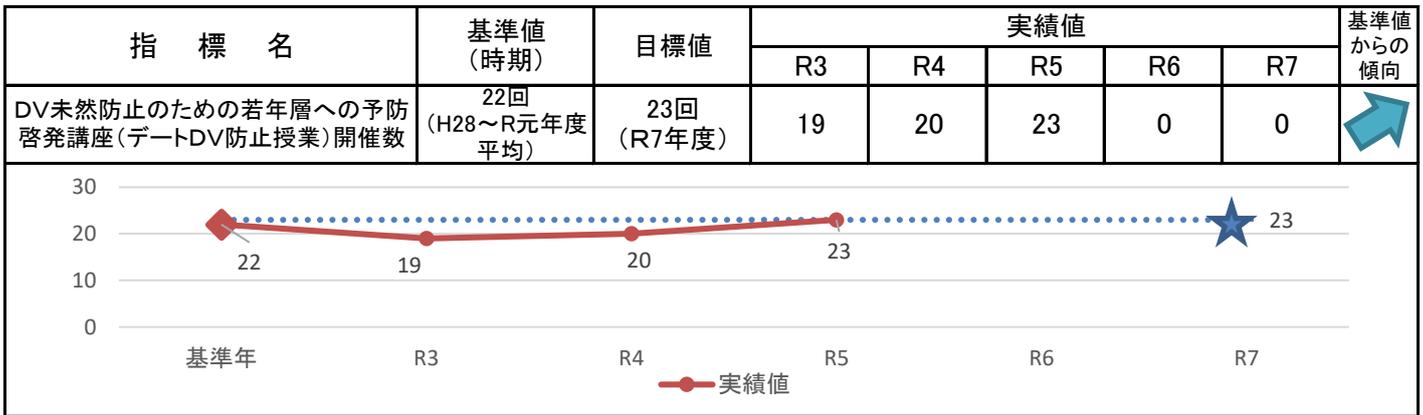
#### ② デートDV防止授業の実施

継続 ●デートDV防止授業の実施については、引き続き、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内の中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、全中学校に対し実施を呼びかける。

## 成果指標



※令和3年度から新たに実施している性に関する講座の学校からの需要が増えたことにより、目標値を大きく上回り、今後も大幅な減少が見込まれないことから、令和5年度に目標値を7,800人に変更した。



## 施策を推進する主な事業

事業名 担当課	啓発広報費	人権男女共同参画室
成果指標	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる 企業の表彰事業所数	 <p>【男女イキイキ企業表彰】</p>
目標値	3事業所	
実績値	9事業所	
達成率	300.0%	
成果指標・ 目標値の説明	働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所が増え、また、その取組みを広く周知することで、他の事業所や市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図ることができるため、男女が共に働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数を成果指標とした。事業を実施した直近4か年(平成28年度～令和元年度)平均3事業所を目標値とした。	
事業目的	市民の男女共同参画の意識の醸成を図る。	
事業概要	男女がお互いを尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる健全な社会の構築に向け、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための啓発を行う。	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:130回、受講者数:11,370人)</li> <li>アマランスフェスタの開催(基調講演及び各種講座参加者数:1,107名)</li> <li>男女イキイキ企業表彰の実施(表彰事業所数:9事業所)</li> <li>男女共同参画啓発紙の作成(男女共同参画推進特集号:154,000部)</li> </ul>	
	決算(見込)額	2,601,879 円